

市職員の給与・勤務条件などを公表します

市職員の給与や職員数、勤務条件など、長浜市の人事に関する運営状況をお知らせします。
この公表は、「長浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づくもので、市民のみなさんにお知らせすること、その公平性と透明性を高めることを目的としています。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1)採用と退職の状況 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

職 種 区 分	採用者数(人)			退職者数(人)		
	男	女	計	男	女	計
一 般 行 政	0	0	0	18	7	25
保 育 士	0	4	4	1	6	7
保 健 師	0	4	4	0	5	5
幼 稚 園 教 諭	0	6	6	0	9	9
その他教育職(県派遣職員)	3	1	4	8	1	9
医 師	10	3	13	15	0	15
薬 剤 師	3	1	4	0	5	5
作 業 療 法 士	0	1	1	0	0	0
視 能 訓 練 士	0	2	2	0	0	0
歯 科 衛 生 士	0	1	1	0	0	0
臨 床 検 査 技 師	1	1	2	1	0	1
看 護 師	5	25	30	0	39	39
介 護 士	0	0	0	0	2	2
調 理 師	0	0	0	0	2	2
用 務 員	0	0	0	0	1	1
計	22	49	71	43	77	120

(2)競争試験および選考の状況

①競争試験の状況 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

試験区分	受験者数(人)			合格者数(人)			合格率
	男	女	計	男	女	計	
一般事務	90	42	132	4	2	6	4.5%
建築技術	11	2	13	3	0	3	23.1%
保健師	0	4	4	0	3	3	75.0%
社会福祉士	2	2	4	0	1	1	25.0%
保育士	1	29	30	0	8	8	26.7%
幼稚園教諭	5	24	29	1	7	8	27.6%
労務職	11	3	14	1	0	1	7.1%
薬剤師	3	1	4	2	1	3	75.0%
介護士	2	0	2	0	0	0	0.0%
看護師	11	32	43	11	31	42	97.7%
臨床工学技士	4	0	4	2	0	2	50.0%
合計	140	139	279	24	53	77	27.6%

②選考の状況 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

職 種 区 分	採 用 者 数		
	男	女	計
医師	9人	3人	12人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (市役所)

1週間の1日の勤務時間		勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間
8:30~12:15	12:15~13:00	13:00~17:15	40時間	8時間	勤務時間
		休憩時間(45分)	勤務時間		

(2)一般職員の年次有給休暇の取得状況 (平成19年度)

平均取得日数	消化率
7.1日	18.0%

(3)休暇制度等の状況

年次有給休暇	1年につき20日
病 気 休 暇	必要期間(90日以内)
特 別 休 暇	選挙権等行使(必要期間) 子の看護(5日以内) 認知症による外出(必要期間) 忌引(1日、10日) 葬儀等(必要期間) 女性再婚(1日以内) ポランティア(5日以内) 夏季(3日以内) 結婚(7日以内) 災害・事故(必要期間) 産前(出産日までの8週間以内) 生理(2日以内) 産後(出産日の翌日から8週間以内) 妊娠中絶(1日、1時間を超えない範囲) 育児時間(1日2回各30分以内) 妊娠中等保健指導・健康診査(必要期間) 妻の出産(3日以内) 妊娠障害(7日以内) 妻が出産する場合の子の養育(5日以内)
介 護 休 暇	連続する6カ月以内(無給)
組 合 休 暇	1年につき20日以内(無給)
育 児 休 暇	子が3歳になる日までの期間(無給)

(4)育児休業の取得状況 (平成19年度) (単位:人)

区分	育児休業取得状況		平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況	
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	部分休業取得者数
男性	1	0	36	0
女性	97	0	55	53
合計	98	0	91	53

(3)退職事由別の退職者の状況 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

定年	希望	死亡	懲戒免職	分限免職	普通	その他	計
4人	30人	1人	0人	0人	74人	11人	120人

※県からの派遣職員・教員の帰任

(4)職員数の状況 (平成20年4月1日現在) (単位:人)

任命権者等	定数	現員数	定数除外職員			差 引 定数内員
			前状職員	派遣	休職者	
市長事務部局	490	500	20	9	0	471
議会事務局	6	5	0	0	0	5
選挙管理委員会事務局	3	3	0	0	0	3
監査委員事務局	3	2	0	0	0	2
教育委員会事務局	210	160	3	3	0	154
農業委員会事務局	3	3	0	0	0	3
長 浜 病 院	670	633	33	0	2	598
水 道 事 業	2	2	0	0	0	2
計	1,387	1,308	56	12	2	1,238

※教育長は除いています。

(5)部門別職員数の増減 (各年4月1日現在) (単位:人)

部 門	平成19年	平成20年	増減	主な増減理由
一 般 行 政 部 門				
議 会	5	5	0	
議 務	112	112	0	
税 務	24	24	0	
民 生	147	146	-1	事務の統合・縮小など
衛 生	40	37	-3	事務の統合・縮小など
労 働	2	1	-1	部門変更
農 林 水 産	21	21	0	
商 工	18	20	2	業務増、部門変更
土 木	60	62	2	業務増、部門変更
小 計	429	428	-1	
特 別 行 政 部 門				
教 育	201	187	-14	事務の統合・縮小、民間委託、技能労務職の減など
公 営 企 業 等 会 計 部 門				
病 院 ・ 診 療 所	632	638	6	看護師など
水 道	6	6	0	
下 水 道	18	18	0	
国民健康・介護	31	32	1	部門変更
小 計	687	694	7	
合 計	1,317	1,309	-8	

※教育長を含んでいます。

3 職員の給与の状況

(1)決算に占める人件費の状況 (普通会計)

区 分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 18年度の人件費率
平成19年度	平成20年3月31日 80,916人	36,142,667	5,574,752	15.4	16.1

人件費には、市長、副市長、教育長、議員、各種委員などの特別職に支給される報酬、共済費を含みます。普通会計とは、市全体の会計から病院や下水道事業会計などを除いたもので、総務省が定める会計区分です。

(2)職員給与費の内訳

区分	職員数 A	給 料		職 員 手 当		一人当たり給与と費 (B/A)
		千円	千円	千円	千円	
20年度	608	2,317,355	500,159	973,281	3,790,795	6,235

給与費は普通会計(一般会計)の当初予算に計上された額(退職手当除く)で、市長、副市長、教育長、議員、各種委員の報酬などは含まれません。

(3)職員の平均給料月額および平均年齢の状況

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
長浜市(H20.4.1)	331,993 円	41歳4月	274,879 円	46歳2月
国(H19.4.1)	325,724 円	40歳7月	287,094 円	48歳8月

(4)職員の初任給の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	長 浜 市				
	初任給	採用2年後の給料額	初任給	採用2年後の給料額	
一 般 行 政 職	上 級	178,800 円	191,600 円	I種181,200 円	I種200,000 円
				II種172,200 円	II種185,800 円
一 般 行 政 職	初 級	144,500 円	155,700 円	140,100 円	149,800 円

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	経験年数	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		円	円	円
一 般 行 政 職	大学卒	259,156 円	342,470 円	390,033 円
	高校卒	- 円	- 円	370,400 円

経験年数区分に対象職員がいない等で平均値がない場合は省略しています。

(6)一般行政職の級別職員数の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主事	主査	主幹	副参事	課長	部長	
職員数(人)	9	39	140	72	61	72	28	421
構成比(%)	2.1	9.3	33.3	17.1	14.5	17.1	6.7	100

長浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7)職員手当の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	内 容		備 考	
期 末 手 当	(支給割合)	期末手当		勤続手当
	6月期	1.40月分	0.75月分	
勤 続 手 当	12月期	1.60月分	0.75月分	
	計	3.00月分	1.50月分	
退 職 手 当	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有	
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	国の制度と同じ
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
地域手当		給料と扶養手当の合計額に支給率を乗じたもの	支給対象地域 市内全域 支給率 1% 支給対象職員数 全職員 国の制度(支給率)* 3%	

※ 国の制度では、地域ごとに0~18%の範囲で支給率を定めています。

特殊勤務手当(平成19年度普通会計)	職員全体に占める手当支給職員の割合	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	手当の種類(手当数)
	8.6%	15
	20,370円	
	代表的な支給額の多い手当	福祉業務従事手当、工事現場監督等従事手当
	手当の名称	多くの職員に支給されている手当、工事現場監督等従事手当、市税等事務従事手当

時間外勤務手当(普通会計)	平成19年度		平成18年度	
	職員1人当たり支給年額	総額	職員1人当たり支給年額	総額
	404千円	180,396千円	581千円	263,806千円

管理職手当	平成20年4月1日現在	
	部長級(理事級)	課長級(参事級)
	75,400円(66,500円)	53,400円(49,300円)
	副参事級	41,700円

区 分	内 容		備 考
	扶 養 手 当	配偶者	
配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目		11,000円	
その他の扶養親族1人につき	6,500円		
住 居 手 当	16歳から22歳までの子についての加算	5,000円	国の制度と同じ
	借家(最高限度額)	27,000円	
通 勤 手 当	持家(新築・購入後5年間)	2,500円	国の制度と同じ
	交通機関利用者	55,000円以下の場合、全額を支給	
	自動車等利用者	通勤距離に応じて2,000円~24,500円支給(2km未満は支給なし)	

(8)特別職の報酬等の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等		期 末 手 当	
	市 長	副 市 長	(支給割合)	
給 料	848,000円	727,000円	6月期	1.40月分
			12月期	1.60月分
報 酬	教育長	445,000円	計	3.00月分
	議 長	387,000円		
	副 議 長	356,000円		

4 職員の分限および懲戒処分状況

分限処分者数	心身の故障の場合	休職	5人
懲戒処分者数	該当者なし		

5 職員のサービスの状況

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。平成19年度は、これらの義務に違反する職員はいませんでした。
・職務命令等に従う義務
・職務に専念する義務
・信用失墜行為の禁止
・秘密を守る義務
・政治的行為の制限
・争議行為等の禁止
・営利企業等の従事制限

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況

職員の専門的な知識・技能のさらなる向上を図るとともに、高い倫理感や多様な行政環境の変化に的確かつ柔軟に対応できる職員を育成するため、研修のより一層の強化に取り組んでいます。主な研修(平成19年度)
・人権研修(796人) 部長級職員研修(115人) 個人情報保護研修(255人) 湖北地域職員合同研修(新規採用職員)(8人) 湖北地域職員合同研修(管理職)(26人) コーチング研修(43人) キャリアデザイン研修(21人) メンタルヘルス研修(43人) 公務員倫理研修(17人) 政策法務研修(15人) 新規採用予定者研修(20人) 派遣研修(125人)

(2)勤務成績の評定の状況

勤務成績については、課長級職員は部長級職員が、課長補佐級以下の職員は課長級職員が評定を行っています。その結果は適材適所を考慮した上で人事異動(昇格等)に反映しています。主な評定項目
知識・技術、理解・判断、職務遂行、改革・改善、自己啓発、住民本位の視点、コミュニケーション、規律・職場マナー等

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

職員の健康保持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。
・受診者 延べ6,283人
・主な健康診断等(平成19年度)
定期健康診断、特殊健康診断、大腸検診、胃検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、児童福祉施設職員健康診断、B型肝炎予防接種、インフルエンザワクチン接種、感染症(B型C型肝炎)検査、風疹・麻疹抗体検査、風疹・麻疹予防接種等

(2)公務災害の状況 (平成19年度)

災害発生件数	17件
--------	-----

(3)職員互助会の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、長浜市職員互助会を設置しています。会員相互の厚生福利や親睦、心身の鍛錬、研修を図ることを目的に事業を行っています。この互助会は、職員の会費などで運営されています。(※平成19年度から、市から互助会への補助金は廃止されています。)

・会員数(H20.4.1現在) 876人
・予算額 1,450万円
・職員1人当たりの会費